

秋田市公告

秋田市立日新小学校改築基本・実施設計業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和3年4月30日

秋田市長 穂 積 志

1 業務概要

(1) 業務名

秋田市立日新小学校改築基本・実施設計業務委託

(2) 業務内容

秋田市立日新小学校の校舎、屋内運動場等の改築に関する基本設計および実施設計（建築、構造、電気設備、機械設備）業務。

(3) 業務期間

契約締結日から令和4年3月25日までとする。

2 受託者の選定方法

(1) 方式

本業務の受託者選定は、公募型プロポーザル方式による。

すなわち、定められた期限内に参加表明書を提出した者（以下「参加者」という。）のうち、(2)に掲げる参加資格要件を満たすすべての者を指名して、別に定める内容の技術提案書の提出を求め、審査委員会による審査の結果、本業務の実施に最も適切と判断された最優秀提案の参加者を優先交渉権者に、優秀提案の参加者を次点交渉権者に選定するものである。

市は、当該優先交渉権者を相手方として、基本・実施設計業務に関する随意契約を締結する。

(2) 参加資格

本プロポーザルの参加要件は、アに掲げる要件を満たす単体企業又はアとイに掲げる要件を満たす共同企業体とする。

共同企業体とする場合の構成員は、他の共同企業体の構成員ではな

いこと。

ア 単体企業又は共同企業体代表者

(ア) 秋田市に本社を有し、本市の建築関係建設コンサルタント業務に登録されていること。

(イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(エ) 本市の指名停止又は入札参加資格停止の措置を受けていないこと。

(オ) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を2名以上有すること。

(カ) 常勤職員を5名以上有すること。

(キ) 延べ床面積3,000㎡以上の公立の小・中・高等学校（秋田市内外を問わず）の新築および改築工事に係る建築設計業務の元請実績があること。

イ 共同企業体の代表者以外の構成員

(ア) 秋田市に本社又は営業所等を有し、本市の建築関係建設コンサルタント業務に登録されていること。

(イ) ア(イ)から(エ)の要件を満たしていること。

(3) 技術提案書の評価基準

ア 事務所の実力

資格別技術者数、主要業務実績、同種・類似業務実績

イ 担当チームの能力

各技術者の資格・経験年数、総括責任者および建築担当主任技術者の主要業務実績

ウ 業務実施方針

業務への取組体制、工程計画、動員計画、設計上特に配慮する事項等

エ 下記の課題に対する提案内容

(ア) 日新小学校の伝統と特徴をいかし、次の世代につなぐ学校を創造する提案について

A 学校の教育目標である「日々に新たに！ 夢輝かせ たくま

しく生きる子どもの育成」に対する建築空間としてのとらえ方と具現化するための建築計画および敷地利用計画等に関する考え方

B ICTを利用した少人数による指導など、多様な教育活動に柔軟に対応できる空間の工夫

C 新屋の歴史を学び地域のまちづくりに関わるための空間の考え方

(イ) 木造で建築する学校整備の考え方について

A 木の魅力をいかした建築および具体的な工法

B 長寿命化と維持保全計画に関する考え方

C 防耐火計画とコスト縮減に向けた方策

D 地下水を利用している周辺の酒蔵や家屋に対する杭地業の工法

E 木材調達のための協力体制等、業務の進め方に対する提案

(ウ) 環境負荷低減を踏まえた設備機器の採用や、将来の設備（配管等を含む）改修に対して具体的な施設整備方針を提案すること。

(エ) 既存校舎を使用しながら改築を行うことから、事業計画内で実現可能な建替計画を示すと共に、工事中の児童の安全配慮や学校運営、周辺地域への配慮について提案すること。

(4) 審査

参加者が提出する技術提案書の審査は、別に設置する審査委員会において行う。

3 日程

(1) 第1回質問書の提出期限（資格要件に関する内容）

令和3年5月11日（火）午後5時まで

(2) 参加表明書の提出期限

令和3年5月18日（火）午後5時まで

(3) 技術提案書の提出要請

令和3年5月下旬

(4) 第2回質問書の提出期限（技術提案に関する内容）

令和3年6月7日（月）午後5時まで

(5) 技術提案書の提出期限

令和3年7月6日（火）午後5時まで

(6) プレゼンテーションおよびヒアリング

令和3年7月中旬

(7) 審査結果の通知

令和3年7月下旬

4 手続等

(1) 担当事務局

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市教育委員会総務課

TEL:018-888-5805、FAX:018-888-5804

E-mail:ro-edmn@city.akita.lg.jp

URL:<https://www.city.akita.lg.jp/>

(2) 各種関係資料の交付

各種関係資料は、秋田市教育委員会総務課ホームページからの入手を原則とする。また、担当事務局においても希望者には直接交付する。

（直接交付は、午前9時から正午まで、および午後1時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。）

(3) 提出期限 上記3の日程に同じ

(4) 提出場所 上記4(1)に同じ

5 その他

その他、詳細は「秋田市立日新小学校改築基本・実施設計業務委託に関する公募型プロポーザル説明書」によるものとする。